

平成 31 年 3 月 25 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
中央最低賃金審議会長

様

盛岡市内丸10番1号  
岩手県会議長 佐々木 順 一

### 最低賃金改正等に関する意見書

勤労者の労働条件の改善のため、最低賃金の引上げ及び中小企業に対する支援の充実について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

#### 理由

労働基準法第2条は、労働条件は、労働者と使用者が、対等な立場において決定すべきものと定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件の決定にほとんど関与することができない状況にある。

一方、政府においては、最低賃金について、平成22年の雇用戦略対話において初めて数値目標を示し、また、経済財政運営と改革の基本方針2018やニッポン一億総活躍プランにおいて年率3%程度の引上げを目指すとしているが、あるべき水準への引上げができていない現状にある。

また、人手不足が深刻化する中において、都市部との間に生じている賃金格差は、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因となっている。

これらの課題に対応するためには、地域間の賃金格差の是正、賃金水準の大幅な引上げが必要であるが、その実現には、中小企業の安定した経営が不可欠である。

よって、国においては、最低賃金の引上げ及び中小企業に対する支援の充実について、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 最低賃金に関し、次の事項を改善すること。
  - (1) 最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話の合意に基づき、早期に最低でも800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達させること。
  - (2) 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 以下の制度改正を行うこと。
  - (1) 最低賃金を年金支給額、下請単価、企業や農業者の労働単価等と連動させ、ナショナルミニマムの基軸とすること。
  - (2) 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、支払い遅延やいわゆる買いたたき等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法及び独占禁止法を抜本的に改正すること。
  - (3) 最低賃金を引き上げるため、中小企業振興策を拡充するとともに、中小企業の負担を軽減するための直接支援として、賃金助成制度並びに中小企業及び中小

企業で働く労働者の社会保険料負担や税減免制度を創設すること。

- 3 中小企業に対する支援の充実とその周知を図り、安定した経営を可能とする対策を講じること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。